## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	日常生活支援事業(利用者)個人情報ファイル簿
行政機関等の名称	大阪市長
個人情報ファイルが利用に供される事務を つかさどる組織の名称	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 (ひとり親支援グループ) 北区役所福祉課 (一般福祉)、都島区役所保健福祉課 (こども教育)、福島区役所保健福祉課 (一般福祉)、此花区保健福祉課 (地域福祉課)、本港区役所保健福祉課 (子育て支援)、西区役所保健福祉課 (子育て支援)、西庭院保健福祉課 (子育て支援)、西庭院保健福祉課 (名祖)、大正区役所保健福祉課 (子育て支援)、西庭川区役所保健福祉課 (名祖)、定川区役所保健福祉課 (子育て支援)、西庭川区役所保健福祉課 (子育で支援)、東成区役所保健福祉課 (子育で支援)、東成区役所保健福祉課 (子育で支援)、東成区役所保健福祉課 (子育で支援)、 態見区役所保健福祉課 (子育で支援)、 頻度区役所保健福祉課 (子育で支援)、 60年 (日本社)、 60年 (
個人情報ファイルの利用目的	日常生活支援事業コーディネートのために利用する
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 連絡先、6. 母子・父子区分 7. 家族構成、8. 家族の氏名・生年月日・性別・学校名、9. 口座番号
記録範囲	家庭生活支援員派遣等事前登録申請書・異動届を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの家庭生活支援員派遣等事前登録申請書・異動届
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<u> </u>
記録情報の経常的提供先	_
開示請求等を受理する組織の名称及び所在 地	(名 称) 総務局行政部行政課(情報公開グループ) (所在地) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 □ 法第60条第2項第2号   (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル)   政令第21条第7項に該当するファイル μ   ☑ 有 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をす る個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組 織の名称及び所在地	_
行政機関等匿名加工情報の概要	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案を受ける組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加工情報に関す る提案をすることができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれて いるときはその旨	含まない
備 考	委託先で管理